

兵庫県福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書

施設名 : 宍粟市立 一宮北保育所  
( 保育所 )

評価実施期間 2017年7月4日 ～ 2018年3月31日

実地(訪問)調査日 2017年9月20日

2018年1月29日

特定非営利活動法人  
播磨地域福祉サービス第三者評価機構



様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 播磨地域福祉サービス第三者評価機構

② 指設・事業所情報

名称： 宍粟市立一宮北保育所		種別： 保育所		
代表者氏名：福井 由貴		定員（利用人数）：	35名	
所在地：〒671-4114 兵庫県宍粟市山崎町福野135番地				
TEL 0790-74-1628	E-mail ichinomiyaakitahoikusho@city.shiso.lg.jp			
【施設・事業所の概要】				
開設年月日： 1983年4月1日				
経営法人・設置主体（法人名）： 宍粟市				
職員数	常勤職員：	8名	非常勤職員：	5名
専門職員	(専門職の名称)			
	所長	1名	栄養士	1(1)名
	保育士	8(6)名	バス運転員	2(2)名
	調理員	3(3)名		
施設・設備の概要	乳児室・ほふく室・沐浴室	3室	医務室	1室
	保育室	2室	調理室	1室
	遊戯室	1室	事務室・調乳室	2室

③理念・基本方針

(1) 保育の理念  
 保育所は、子どもたちの人格形成の基礎が育つ大切な時期に、その生活の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を守り、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して、養護と教育を一体的に行なわなければならない。

(2) 保育の目標  
 『心身ともに健やかな子どもの育成』（こんな子どもに）  
 遊ぶの大好き 友だち大好き 食べるの大好き

- ・安心して素直に自分の思いが出せる子どもに
- ・自分のしたいことを見つけて、自発的・意欲的に遊べる子どもに
- ・おいしくたくさん食べられる子どもに

(3) 保育の方針

- ・乳幼児期にふさわしい生活の場となるような環境づくりをする。
- ・自己を十分に発揮しながら活動できるように支援し、健全な心身の発達を図るように努める。
- ・家庭や地域と協力しながら、保護者や地域の子育て力の向上にも貢献できるよう努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

地域の中で唯一の乳幼児を保育する施設として、子どもの健やかな育成に努めるとともに、子育て支援に取り組んでいる。

《本年度研究主題》

『温かいふれあいの中で、素直な心、思いやりの心を育む』

～人とのふれあいや、生き物や自然とのふれあいを通して～

<今年度重点目標>

- ① 心身ともに安定して過ごせる保育の充実を図る。
- ② 体を動かすことが楽しいと思える体験を通して、健やかな体づくりを推進する。
- ③ 家庭や地域との連携を図り、子育て支援の拠点となる保育所づくりを進める。
- ④ 幼稚園や地域との交流体験を通して、自己表現力や自尊感情を育む。

④ 三者評価の受信状況

評価実施期間	平成29年7月4日（契約日）～ 平成30年3月31日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- **公立保育所の連携により宍粟市全体の保育の仕組みの構築に努められています。**  
 行政として、現状分析によって宍粟市全体での課題や問題点を明らかにし、所長会を中心に宍粟市全体で、改善の取組を進めています。具体的には、職員の研修計画や各種マニュアルの整備などの検討が進められ、保育の質の向上に努めています。職員の移動が想定される公立保育所として有効な方法であると感じました。
- **地域住民を含む関係者評価を基に地域との連携による保育の質の向上が図られています。**  
 保育士による自己評価とともに、地域住民を含む関係者評価を実施し、それに基づいて、振り返りが行われ、保育の質の向上に取り組んでいます。また、子育てひろば事業や一宮北通学校区パートナーシップ連携推進事業など、地域との交流や連携を通して、保育の質の向上が図られています。
- **地域の保育の拠点として、乳児から子どもの発達段階に合わせた保育が展開されています。**  
 保育所の理念や保育方針、目標に基づいて、保育課程、年齢別年間指導計画、月案・週日案、個別指導計画に具体的な保育内容を示し、詳細な記録と計画に基づいた保育が展開されています。特に地域で唯一の乳児保育を行う施設として、乳児が長時間過ごすことに適した室内の配置・遊具等が工夫され、事故が起きないように保水チェックが欠かさず行われています。また、豊かな人間性を培うために合同保育や他保育所児、幼稚園児等との交流保育が大切にされた保育の実践が行われています。

◇改善を求められる点

- **各保育所独自の中・長期事業計画を明確にし、体系的な事業運営の仕組みづくりが望まれます。**  
 社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するためには、宍粟市の計画だけではなく、それぞれの保育所の視点に立った中・長期計画が必要となってきます。今後は、利用者の状況や事業所運営における様々な側面を踏まえ、これからの事業に対して、各保育所独自の実施する福祉サービスの内容、組織体系、設備の整備、職員人材育成等を具体的に示した事業計画の策定が必要であると思われます。
- **保育や業務の評価から見直しに至るまでの手順を明確にし、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。**  
 昨今、人材育成をはじめ、基本的な保育運営マニュアルの整備や保育記録の見直し等、業務の改善が図られており、多様な事業が展開されていることがうかがえます。今後は、多様な業務についての評価から見直しに至るまでの手順を明確にすることによって、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。
- **マニュアルをはじめ、保育に関する情報を保育所内の全職員で共有していくことが重要です。**  
 保育運営マニュアルや保育過程によって、保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる保育方針を確立していますが、その周知と活用については、十分な仕組みが確立していません。今後は、業務水準の確保や継続的・安定的にサービス水準を保つために、基本的な保育の標準化について、具体的な保育場面での実施方法を文書化し、非常勤保育士をはじめ全職員に周知し、共有していくことが大切です。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

これまで子どもたちの保育について、質の向上を目指して取り組んできたことに評価をしていただき、保育士他の職員の今後の意欲につながっていくと思われる。

しかし、地域の子育て支援や、一宮北保育所の特色ある保育計画の必要性を指摘いただき、地域や保護者のニーズ、子どもの最善の利益のために改善すべきところが明らかになったので、まずできるところ、必要なところから改善に向けて、全職員と考えを出し合って共有していけるよう、取り組んでいきたい。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 保育所要覧や保育課程の冊子に理念として保育目標、保育の方針が掲げられ、職員会議等で職員に確認しています。保護者会総会において、保育所要覧を用いて保護者に保育所の取組みを説明されています。 ○ 今後は、保育の方針に加えて、保育所の使命や運営方針などを明らかにするとともに、保育方針が職員の行動規範となるような具体的な内容の明示が期待されます。		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 「宍粟市地域福祉計画」において社会福祉事業全体の動向を把握し、保育所の所長会で地域福祉計画に基づいて内容説明が行われています。 ○ 利用者に関するデータを収集し、地域の特徴や保育所の課題・分析をすることにより、経営環境に適切に対応する取組が望まれます。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 宍粟市総合計画に基づいて市の教育委員会主導にて、組織体制や人育成など、経営課題を明確にし、取り組まれています。 ○ 経営状況や課題について職員全体に説明を行い、保育所内で、更に改善に向けた具体的な取組に期待します。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宍粟の子ども生き生きプラン」及び「宍粟市幼保一元化計画」に宍粟市としての中・長期的なビジョンと計画を明らかにされています。また、本計画は、所長会の意見をもとに、作成や見直しが行われています。</li> <li>○ 今後は、宍粟市の計画をもとに、保育所独自の中・長期的なビジョンを明確にしていくことを期待します。</li> </ul>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所では、「宍粟の教育」の内容に沿って、職員参画のもと単年度の事業計画が策定されており、関係者評価シートにより、数値化や見直しが図られています。</li> <li>○ 今後は、宍粟市としての中・長期的なビジョンや計画との関係性を明らかにしていくことが期待されます。</li> </ul>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宍粟市の計画は、毎月行われる所長会議において、実施状況が検討・評価され、それに基づいて翌年度の計画に活かされています。また、保育所における事業計画（保育課程）は、自己評価、関係者評価により改善点を分析し、職員会議の検討を経て、予算・計画に反映されています。</li> <li>○ 今後は、事業計画の実施状況の把握にあたって、あらかじめ定められた手順に基づいて行われる仕組みを検討されることが望まれます。</li> </ul>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度の重点的な取り組みについて、保育所要覧を作成し、保護者会役員会、総会にて説明されています。</li> <li>○ 今後は、宍粟市並びに保育所の事業計画について、写真や表を用いたり、分かり易い言葉を使用するなど、さらに保護者等に分かりやすく説明していくことが望まれます。</li> </ul>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士による自己評価とともに、地域住民を含む関係者評価を実施し、それに基づいて、振り返りが行われ、保育の質の向上に取り組んでいます。</li> <li>○ 今後は、第三者評価も合わせ、各評価の取組を整理することによって、保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能していくことを期待します。</li> </ul>		



9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果に基づく課題を文章化し、職員会議で検討することによって振り返りを行い、取り組むべき課題を明確にしています。</li> <li>○ 今後は、関係者評価や第三者評価受審の評価結果にもとづいて、改善に向けた取組を事業計画に明記していくことで、計画的な改善が図られていくことを期待します。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 園長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所管理マニュアル及び保育課程で、所長の役割と責任について記載されており、有事の役割と責任についても明記されています。また、広報誌「げんき」や会議においても、所長の役割について表明されており、周知が図られています。</li> </ul>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所長は、宍粟市職員コンプライアンスの研修や取組などを通じて、遵守すべき法令の把握に努められ、マニュアルに基づいて自己点検を行われています。</li> <li>○ 今後は、保育以外の幅広い分野に於いて遵守する法令等を把握し、職員に周知し、理解を深めていくことが期待されます。</li> </ul>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所長は、日々の状況を踏まえて、保育の質の向上に関し、関係者評価を活用し、職員の意見を取り入れながら指導力を発揮していることがうかがえます。</li> <li>○ 今後は、定期的、継続的な改善に関する検討を行う、具体的な保育の質の改善に向けた組織体制づくりが望まれます。</li> </ul>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立保育所として、宍粟市担当課の指導のもと、所長会で経営や業務に関する話し合いを行い、改善が図られています。また、保育所では、職員会議等において職員と話し合い、時差出勤など働きやすい環境整備に取組まれています。</li> <li>○ 今後は、保育所内においても、経営の改善や業務改善を図る組織体制を明確にし、保育所全体のととして取組まれることが望まれます。</li> </ul>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宍粟市教育委員会による福祉人材の確保、育成計画、人事管理の体制が整備されており、その方針・計画に基づいて人材育成が行われています。</li> <li>○ 今後は、保育所としても、効果的な福祉人材確保等を実施する取組に期待します。</li> </ul>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「期待する職員像」は保育課程に明記され、宍粟市の人事規定に基づいて、人事管理や人事評価が行われています。</li> <li>○ 今後は、職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、自ら将来の姿を描くことが出来る、総合的な人事管理の仕組みの実施に期待します。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働きやすい職場づくりの仕組みとして、宍粟市による安全衛生委員会の設置、個別面談が受けられる体制、ストレスチェック、自己申告シートなど、様々な事業が実施されており、年間を通して利用できる仕組みが確立しています。</li> <li>○ 今後は、臨時職員の待遇改善やワークライフバランスへの配慮など、更なる組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに期待します。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育課程の編成において期待する職員像を明確にし、宍粟市の人事評価シートにより個々のレベルに応じた目標を設定し、達成状況など面談を行い確認する取組が進められています。</li> <li>○ 今後は、これらの職員の育成に関する仕組みが定着していくことに期待します。</li> </ul>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育課程の中に外部研修を含めた職員の研修計画を策定され、それをもとに教育・研修が実施されています。また、研修計画は、保育課程の検討の中で評価・見直しを行っています。</li> <li>○ 今後は、パート保育士も含めた研修のカリキュラム化や内容の見直しが望まれます。</li> </ul>		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立保育所部会研修、宍粟市教育研修所事業研修などで、職員の経験や習熟度に配慮し、テーマ別、職種別の知識・技術向上に向けた研修を計画し、実施しています。</li> <li>○ 今後は、新任職員や非常勤職員を対象とした個別のOJTプログラムの整備が望まれます。</li> </ul>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習生受入マニュアルを整備し、実習の意義や基本姿勢を明記しています。また、受け入れにあたっては、職員会でプログラムや指導者の姿勢を話し合い、終了後に指導者としての振り返りが行われています。</li> <li>○ 今後は、実習指導者への研修や保育に係る専門職の実習についてのプログラムの整備が望まれます。</li> </ul>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市のホームページにおいて一宮北保育所の目標、方針を公開に努めています。</li> <li>○ 今後は、事業計画、苦情、相談内容、地域への保育所の役割など、運営の透明性を確保するための情報公開を明確にしていくことが重要です。</li> </ul>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宍粟市としての経理、取引に関する規定が適用され、運営管理マニュアルにおいて、職員に周知が図られています。また、公金管理、保育所運営については市の会計監査、議会定例監査等により定期的に確認が行われています。</li> <li>○ 今後は、透明性を確保するためのチェックする仕組みを明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	<b>(a)</b> ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育課程の中に子どもと地域との交流について文章化し、社会資源（図書館、市内プール）の利用、ボランティア支援体制による地域の人々との活動が行われています。</li> <li>○ また、地域事業所との交流・高齢者との交流など毎月地域のいろいろな方との交流の機会を所外活動に取り入れ、地域との交流が行われています。</li> </ul>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ <b>(b)</b> ・c

<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア受入れに関するマニュアルを作成し、ボランティアの意義や受入れ手順を明文化しています。また、中学校のトライやる・高校のインターンシップを受け入れるなど学校教育に協力していることがうかがえました。</li> <li>○ 今後は、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援が行われることを期待します。</li> </ul>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の関係機関をリストアップし、連絡先を一覧にし、職員と共有を図るとともに、家庭児童相談室、要保護児童対策協議会、教育委員会など関係機関・団体と定期的な連絡会に参加しています。</li> <li>○ 今後は、地域課題の解決に向けて協働するなど、地域でのネットワーク化に期待します。</li> </ul>		
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てひろば事業により『まちの子育てひろばげんき』を開設し、毎週保育所を開放するとともに、子育て支援センターの子育てグループの訪問を受け入れ等、専門性や特性を生かした地域貢献をしています。</li> <li>○ 今後は、事業所として、地域ニーズに合った街づくりや地域活性化に参画するなど更なる地域貢献の取組に期待します。</li> </ul>		
27	<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生・児童委員懇談会や子育てひろば事業など地域貢献活動を通して、地域の情報や福祉ニーズの把握に努めています。</li> <li>○ 今後は、保育所のある地域に必要な社会資源や福祉ニーズを整理され、それに基づいた取組を事業計画等に明示していくことが望まれます。</li> </ul>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育課程の中に子どもを尊重した保育の実施について明示し、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育が行われています。また、市職員人権研修、宍粟市人権教育就学前部会研修、西播磨人権教育協議会地域指定研究発表などにおいて人権の勉強・研修に取り組んでいます。</li> <li>○ 今後は、人権配慮に関しての定期的な状況把握・評価をするとともに、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で研修していくことを期待します。</li> </ul>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	<b>③</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どものプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知を行うとともに子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われています。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	<b>③</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理念や保育方針・目標が明記されたパンフレットを市役所、公民館等に設置することによって、必要な情報を提供しています。また、まちの子育てひろばの開放日を利用して、丁寧な説明に努めていることがうかがえました。</li> <li>○ 今後は、さらにわかりやすい情報提供に努められることを期待します。</li> </ul>		
031	Ⅲ-1-(2)-②保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	<b>③</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の開始及び保育内容の変更時は、宍粟市教育委員会、こども未来課で事務手続きが行われ、入園のしおりや重要事項説明書を利用し十分な説明を行い、同意を得ています。</li> <li>○ 今後は、視覚や聴覚に障害がある方、外国人の保護者への対応について、ルール化され、職員全体で検討していくことを期待します。</li> </ul>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所の変更に際しては、子どもの保育の継続性を損なわないように、保育経過記録を用いて、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容等を定めて対応しており、子育てひろばの案内によって、卒園後の相談等の窓口を明確にしています。</li> <li>○ 今後は、利用終了後も相談できる相談者・窓口をより明確にしていくことを期待します。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年1回保護者アンケートを実施して利用者満足に関する調査を実施するとともに、保護者会総会や関係者評価委員会の中で、子どもの様子、園に対する要望等を聞く取組がなされています。</li> <li>○ 今後は、個別面談においても、利用者満足について把握することで、具体的な改善につなげていくことが期待されます。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情解決の体制は、重要事項説明書に苦情受付の体制について明記され、市全体の仕組みとして構築されています。保護者からの苦情はこども未来課で受けることが多く、所長会でこども未来課からの報告を受けて、質の向上に向けた取り組みが行われています。</li> <li>○ 今後は、第三者委員の選任を行うとともに、さらに苦情や意見・要望が保護者より出しやすい工夫が望まれます。</li> </ul>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談場所として、職員室、保健室、乳児室などの静かな場所が設けられています。また、重要事項説明書に相談・苦情受付の窓口については記載がありますが、分かり易い説明に至ってはいません。</li> <li>○ 今後は、園内に相談先や相談方法について分かり易く掲示するとともに、意見を述べやすい環境を整備していくことが重要です。</li> </ul>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 送迎時など、保護者からの相談や意見に傾聴するように取り組まれ、電話などでも対応するとともに、日ごろからのコミュニケーションをとることで、保護者からの意見や要望が述べやすい環境を整備しています。</li> <li>○ 今後は、意見提案（苦情）に関する対応マニュアルを整備し、記録の方法や報告の手順等を定め、アンケートの実施等、更に保護者の意見を積極的に把握する取組を明確にしていくことが望まれます。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(5)安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安全管理・危機管理マニュアル」を整備し、事故発生時の対応と安全確保について全職員への周知が行われています。</li> <li>○ 今後は、ヒヤリハットや事故等の事例を記録し、収集した事例をもとに発生要因の分析を行うことで、今後の改善に向けた取組を明確にしていくことを期待します。</li> </ul>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症予防、発生時対応については、保育所感染症対応ガイドラインと感染症対応マニュアルに従い、職員研修が行われ、感染症の流行時には保育所内の消毒の強化、保護者への注意喚起がなされています。</li> <li>○ 今後は、定期的に感染症等のマニュアルの見直しを行う取組に期待します。</li> </ul>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災計画(火災・地震・豪雨・大雪)を策定して、災害時の対応体制を定め災害時対応マニュアルを整備するとともに毎月1回、警察、消防署、自治会等の関係機関との連携のもと、想定避難訓練や災害時の引き渡し訓練を実施しています。</li> <li>○ 今後、更に安否確認の方法について、すべての職員への周知を進めていくことを期待します。</li> </ul>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食中毒対応マニュアルを整備し、研修、職員会議等を通じて、全職員に周知しています。</li> <li>○ マニュアルは今年整備したばかりであり、今後は、定期的にマニュアルを見直していく仕組みづくりに期待します。</li> </ul>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不審者対応マニュアルを整備し、県警ホットラインシステム導入や警察官の指導のもと、不審者対応の訓練を実施しています。</li> <li>○ マニュアルは今年整備したばかりであり、今後は、定期的にマニュアルを見直していく仕組みづくりに期待します。</li> </ul>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提供すべき保育の標準的な実施方法として、中央市立保育所運営マニュアルにもとづき、保育課程及び年間指導計画に沿って、子ども一人ひとりの発達や状況等に応じた取組が行われています。</li> <li>○ 今後は、保育の標準的な実施方法について、具体的な保育場面での実施方法を文書化し、全職員が理解していくことが重要です。</li> </ul>		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な保育の実践については、保育士の自己評価及び関係者評価により、定期的に検証、見直しが行われています。</li> <li>○ 具体的な保育場面での標準的な実施方法の確立については、これからの取り組みであり、標準的な実施方法の見直しについて仕組みを構築していくことを期待します。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導計画は策定の責任者は所長が担っており、クラス担任が策定されています。支援困難ケースや配慮が必要な子供に対しては、所内委員会において指導計画を策定し、計画に基づいて保育が行われています。</li> <li>○ 今後は、アセスメントに保護者の意向を把握し、個別の指導計画の中に、子どもと保護者等の具体的なニーズを明示するなど、手順や仕組みを定める取組が望まれます</li> </ul>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>(b)</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月行われる職員会議で、指導計画の振り返りや検討が行われ、担当職員が次月の計画作成に繋がっています。</li> <li>○ 今後は、緊急に指導計画を変更する仕組みの整備や、指導計画の見直しに当たって、ニーズに対する保育の成果や課題を明確にする取組が必要です。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	<b>(a)</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもに関する保育の実施状況は、指導計画にもとづき、市立保育所統一の保育経過記録紙に記録され、文書の回覧、朝礼、職員会議、リーダー会議等で職員に情報が共有されています。</li> <li>○ 今後は、保育所における情報の流れを明確にし、個別の状況について、具体的に記録されることが期待されます。</li> </ul>		



47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宍粟市保育所運営マニュアルにより保管、保存、廃棄、情報の提供が規定され、市のコンプライアンスのもとに自己点検を行っています。また、保育所では、職員に対して個人情報保護について研修を実施するとともに保護者に対しても個人情報保護と情報開示について説明を行っています。</li> <li>○ 今後は、記録や情報に関して、不適正な利用や漏えいがあった場合の対応方法について、明確にしていくことが期待されます。</li> </ul>		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・ <b>(b)</b> ・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	<b>(a)</b> ・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	<b>(a)</b> ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	<b>(a)</b> ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	<b>(a)</b> ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>(b)</b> ・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<b>(a)</b> ・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>(b)</b> ・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>(b)</b> ・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>(b)</b> ・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ <b>(b)</b> ・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ <b>(b)</b> ・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	<b>(a)</b> ・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・ <b>(b)</b> ・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	<b>(a)</b> ・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	<b>(a)</b> ・b・c

特記事項

- 地域で唯一の乳児保育を行う施設として、乳児が長時間過ごすことに適した室内の配置・遊具等が工夫され、事故が起きないように保水チェックが欠かさず行われています。また、豊かな人間性を培うために合同保育や他保育園児、幼稚園児等との交流保育が大切にされた保育の実践が行われています。
- 一宮北通学校区パートナーシップ連携推進事業に参加し、保育所への小学生の訪問、運動会予行演習の見学などが行われており、保育所から中学に至るまでの情報共有が図られています。
- 保育士は、毎日の健康状態や各クラス健康状態について、毎日の朝礼で確認し、情報を共有するとともに、子どもの健康に関わる必要な情報は、随時保護者から収集できており、保護者に対して健康に関する方針や取組の情報提供が行われています。
- 食事に関しては、年間食育計画を策定し、一人ひとりの子どもの発育状況や体調を考慮した献立・調理に取り組んでいます。また、子どもたちが毎日、給食担当(栄養士、調理員)と会話する機会も多く、給食担当は各クラスを回り、一緒に食事を取りながら喫食状況を観察し食事量や好き嫌いを把握し、献立・調理に反映するなど、食育を重視した取組の工夫がなされています。
- 今後は、障害や家庭環境によって、特別な配慮や支援が必要な子供の保育について、保護者や医療機関などとの情報共有図っていくことが望まれます。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

特記事項

- 日常的には、子どもの送迎時や連絡帳を活用して、定期的には、保護者会や年6回の保護者参加行事を利用して、家庭との連携が図られています。
- 保育所は、保護者とコミュニケーションを取ることで信頼関係を築くことを重視しており、保護者からの相談に応じる体制を重要事項説明書、保育所掲示板に記載し、一人ひとりの保護者の状況に応じた相談支援がされています。
- 児童虐待対応マニュアルを整備し、それに基づいて職員研修が行われています。気になるケースがある場合は、朝の受け入れ時の状態確認や保護者に声掛けをするなど、家庭との連携を積極的にとることで、虐待の早期発見、予防に努めています。また、疑いのある場合には家庭児童相談室や主任児童委員との連携を行うなど、虐待予防の体制が整っています。
- 今後は、子どもの保育に関するだけでなく、家庭事情も含めた子育て支援の相談を充実させていくとともに、相談記録を明確にしていくことが望まれます。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

特記事項

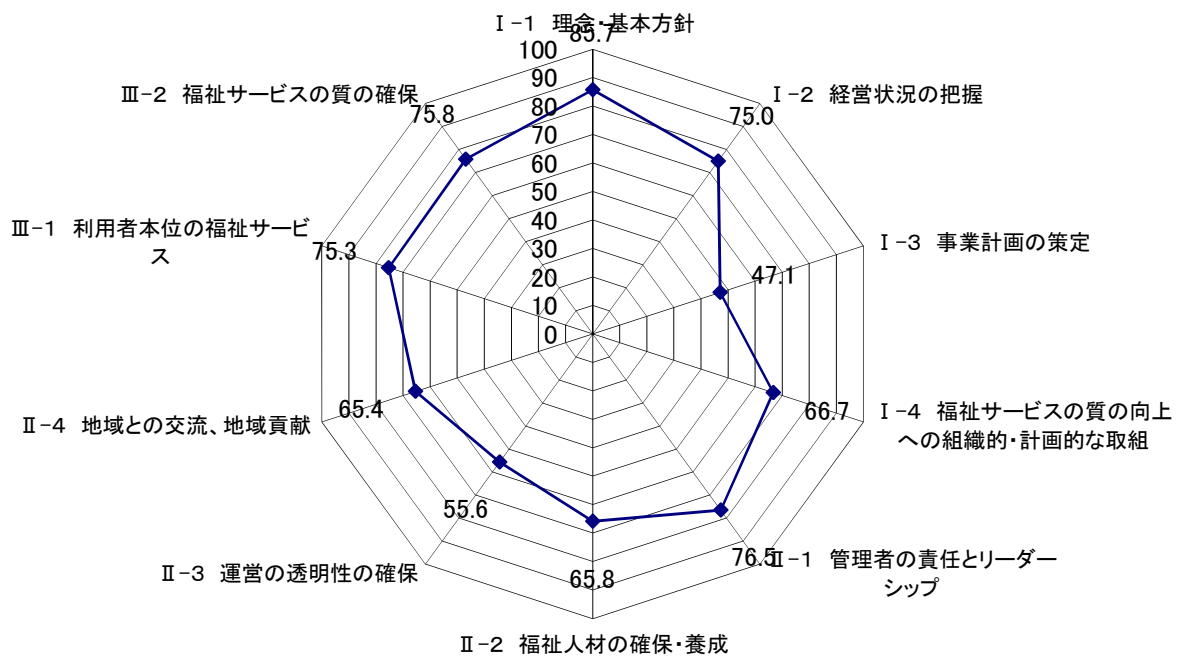
- 保育の実践状況は毎月の定例職員会議で振り返りが行われ、次月の計画に反映されています。また、今年度からは10月、2月の年2回に分けて自己評価を実施され、振り返りとともに保育実践の改善や専門性の向上につなげています。
- 保育士の自己評価の分析・結果を保育所全体の関係者評価につなげて、保育の質の向上に取り組まれています。

## 各評価項目に係る評価結果グラフ

### I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	6	85.7
I-2 経営状況の把握	8	6	75.0
I-3 事業計画の策定	17	8	47.1
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	6	66.7
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	13	76.5
II-2 福祉人材の確保・養成	38	25	65.8
II-3 運営の透明性の確保	9	5	55.6
II-4 地域との交流、地域貢献	26	17	65.4
III-1 利用者本位の福祉サービス	73	55	75.3
III-2 福祉サービスの質の確保	33	25	75.8
I～III合計	237	166	70.0

### I～III 達成度



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	58	90.6
1-(3) 健康管理	17	14	82.4
1-(4) 食事	15	15	100.0
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	13	100.0
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	6	100.0
A合計	124	114	91.9
総合計	361	280	77.6

